

第5 泡消火設備

凡 例

無印 : 法令基準等

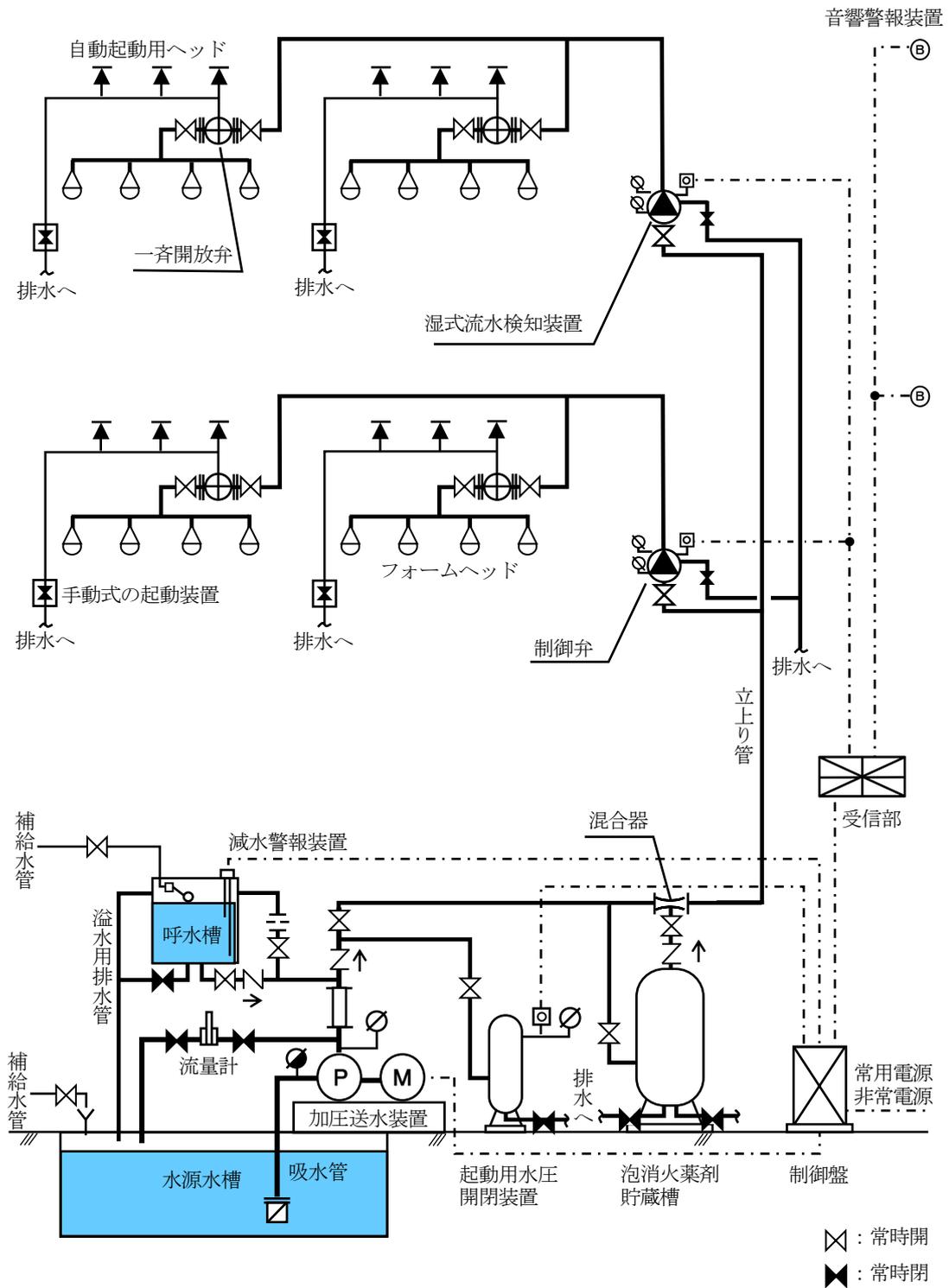
防火に関する規定に係る法令又は通知等により運用を示されている事項

★ : 指導基準

当消防本部が消防機関として有する過去の火災事例等に係る知見及び技術的背景等を踏まえ、防火対象物の用途特性等から生じる潜在危険或いは消防用設備等の特性等に鑑み、防火安全性の向上を図ることを目的として定めた行政指導事項

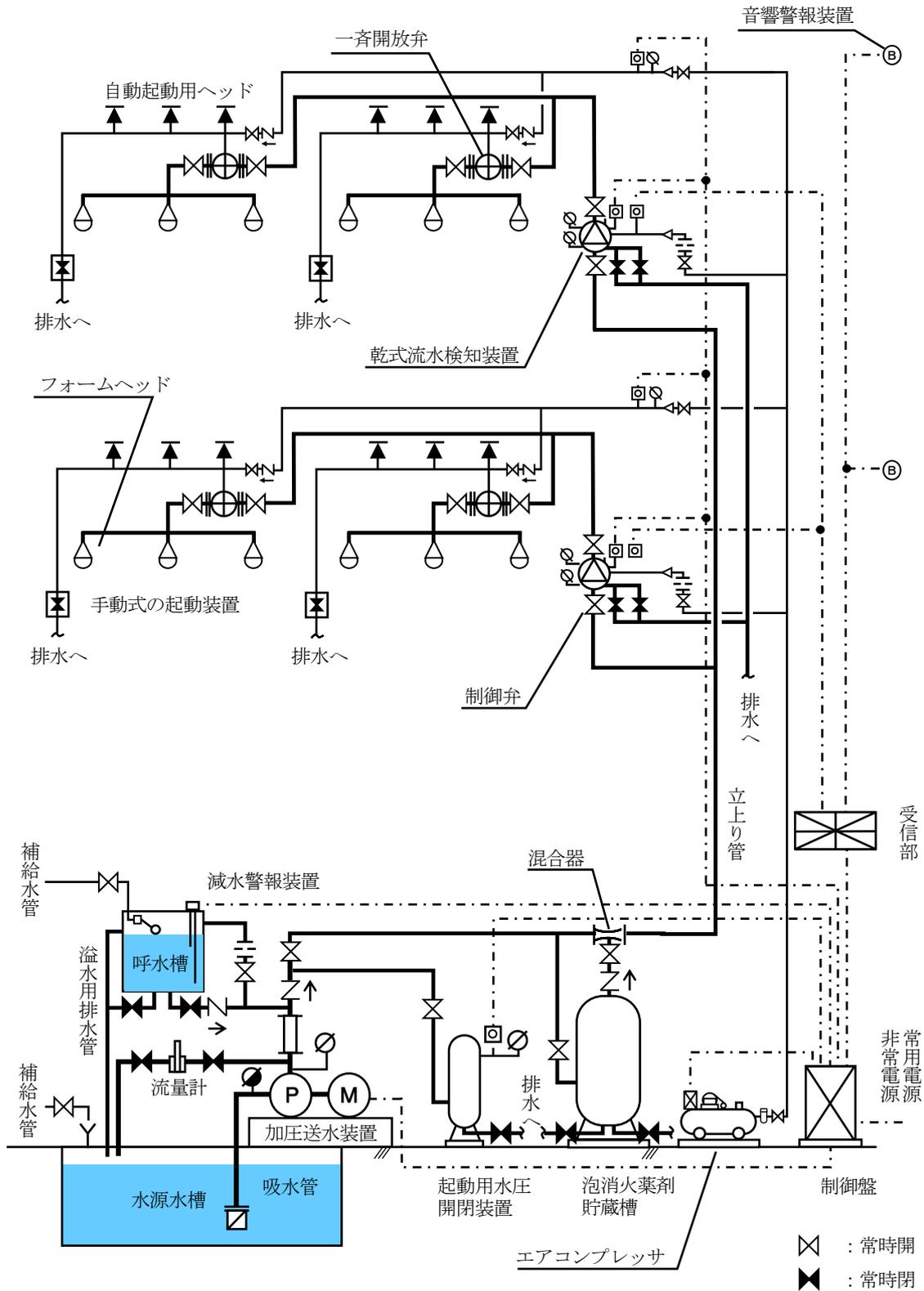
1 主な構成

(1) 湿式流水検知装置を用いる方式のもの（プレッシャー・プロポーション方式。第5-1図参照）



第5-1図

(2) 乾式流水検知装置を用いる方式のもの（プレッシャー・プロポーション方式。第5-2図参照）



第5-2図

2 共通事項

(1) 加圧送水装置（ポンプを用いるもの及び高架水槽を用いるものに限る。）

ア 設置場所

設置場所は、「屋内消火栓設備」の基準 2. (1). ア又は(2). アの例によること。

イ 機器

機器は、「屋内消火栓設備」の基準 2. (1). イ又は(2). イの例によること。

ウ 設置方法

設置方法は、「屋内消火栓設備」の基準 2. (1). ウ又は(2). ウの例によること。

(2) 水源

水源は、規則第 18 条第 2 項各号の規定によるほか、「屋内消火栓設備」の基準 3 の例によること。

(3) 配管等

配管、管継手及びバルブ類（以下「配管等」という。）は、規則第 18 条第 4 項第 8 号の規定によるほか、次によること。

ア 機器

「屋内消火栓設備」の基準 4. (1)から(3)までの例によること。

イ 設置方法等

(7) 配管内は、起動用水圧開閉装置を用いる方法等で、常時充水しておくこと（一斉開放弁（乾式流水検知装置を用いた方式の場合は、当該流水検知装置）から泡放出口までの部分を除く。）。なお、補助用高架水槽又は配管充水用の補助ポンプによる場合は、「屋内消火栓設備」の基準 4. (4). ア又はイの例によること。★

(8) 「屋内消火栓設備」の基準 4. (1)から(3)までの例によること。

(9) 駐車のために供される部分、車両が通行するスロープ等（以下「駐車のために供される部分等」という。）では、車両が配管等へ接触することによる折損・破損事故を防止する措置を講じること。★

(4) 非常電源、配線等

令第 15 条第 7 号（規則第 18 条第 4 項第 13 号）及び規則第 18 条第 4 項第 7 号の規定による非常電源、配線等は、「屋内消火栓設備」の基準 11 の例によること。

(5) 貯水槽等の耐震措置

規則第 18 条第 4 項第 16 号の規定による地震による震動等に耐えるための有効な措置は、「屋内消火栓設備」の基準 10 の例によること。

また、泡消火薬剤貯蔵槽の接続配管に可とう管継手を設けること。

3 固定式

(1) ポンプの吐出量

規則第 18 条第 4 項第 9 号ハ(イ)に規定するポンプの吐出量（高発泡用泡放出口を用いるものを除く。）は、次によること。

ア 隣接する 2 放射区域（令別表第 1 (13)項口の用途に供される部分にあつては、一放射区域）の泡ヘッドの個数が最大となる部分において、当該部分に設けられたすべての泡ヘッドから同時に放射される泡水溶液の毎分当たりの量以上の量とすること。★

イ 規則第 18 条第 4 項第 9 号の規定が準用する規則第 12 条第 1 項第 7 号ハ(ニ)ただし書きによりポンプを他の消火設備と併用又は兼用する場合にあつては、「屋内消火栓設備」の基準 2. (1). ウ. (7)の例によること。この場合、他の消火設備が作動した際に、ウォーターハンマー等で泡消火設備の一斉開放弁が作動しないように施されていること。

(2) 水源の水量

ア 規則第 18 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する水源の水量は、次によること。

(7) 前(1)アに定める泡ヘッドを同時に使用した場合に 10 分間放射することができる泡水溶液を作るのに必要な量以上の量とすること。★

(8) 他の消防用設備等と併用又は兼用する場合にあつては、それぞれの規定水量を加算して得た量以上の量とすること。

イ 前アのほか、規則第 18 条第 2 項第 5 号に規定する「配管内を満たすに要する泡水溶液の量」は、ポンプから最遠の 2 放射区域までの配管を満たす量を作るのに必要な水量を加算すること。★

なお、配管に JIS G3442 又は JIS G3452 (白管に限る。) を用いる場合は、第 5-1 表により、泡水溶液の量を求めること。★

第 5-1 表

呼び径	15A	20A	25A	32A	40A	50A	65A
1 m 当たりの泡水溶液量 (ℓ)	0.204	0.367	0.599	1.001	1.360	2.198	3.621
呼び径	80A	100A	125A	150A	200A	250A	300A
1 m 当たりの泡水溶液量 (ℓ)	5.115	8.709	13.437	18.918	32.910	50.751	72.918

(3) 放射区域

ア 自動車の修理又は整備の用に供される部分及び駐車のために供される部分等 (以下「駐車場等の部分」という。) における規則第 18 条第 4 項第 5 号に規定する一の放射区域の面積 (50 m²以上 100 m²以下) は、不燃材料で造られた壁等により、火災の延焼拡大が一部分に限定される場合にあっては、一の放射区域の面積を 50 m²以下とすることができる。

イ フォームウォーター・スプリンクラーヘッドを用いる令別表第 1 (13) 項ロの用途に供される部分の泡消火設備の放射区域は、当該部分の床面積の 3 分の 1 以上の面積で、かつ、200 m²以上 (当該面積が 200 m²未満となる場合にあっては、当該床面積) となるように設けること。

(4) 泡消火薬剤混合装置等★

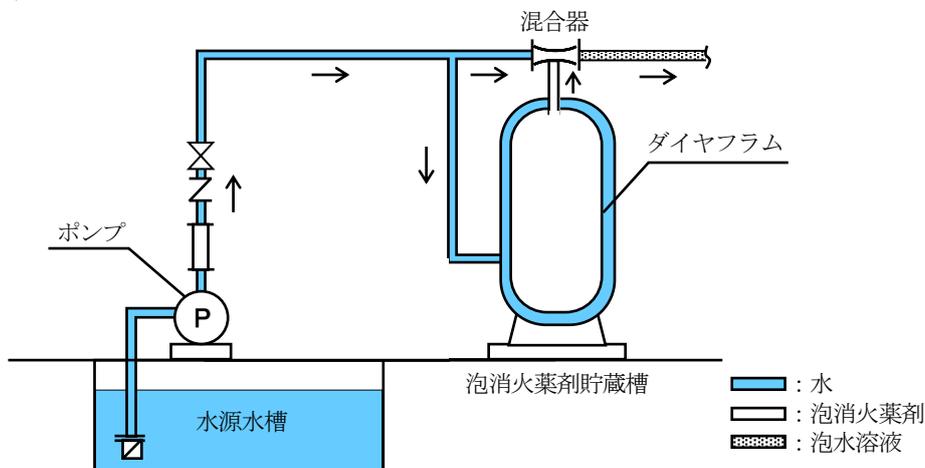
ア 泡消火薬剤混合装置は、規則第 18 条第 4 項第 14 号の規定に基づく告示基準が示されるまでの間、次によること。

混合方式は、プレッシャー・プロポーショナー方式、ポンプ・プロポーショナー方式又はプレッシャー・サイド・プロポーショナー方式とし、消火に有効な泡を生成するために適した泡水溶液を混合することができるものとする。

(イ) プレッシャー・プロポーショナー方式 (第 5-3 図及び第 5-4 図参照)

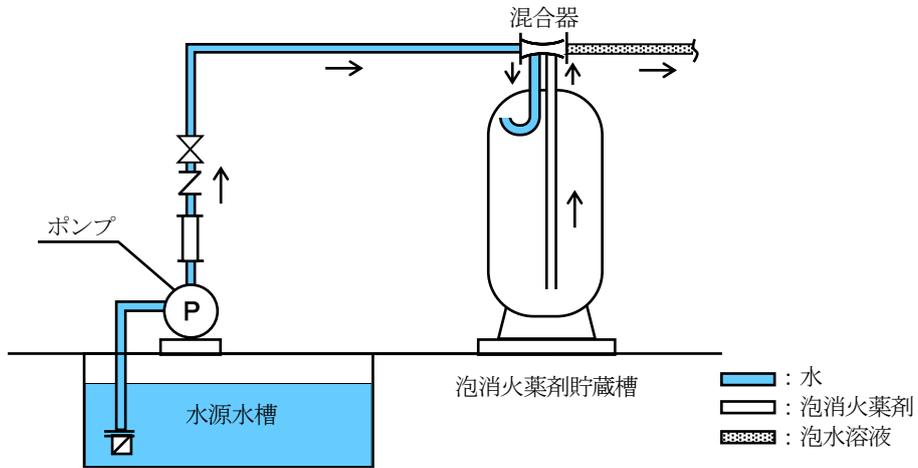
送水管途中に差圧調合層と混合器 (吸入器) を接続して、水を泡消火薬剤貯蔵槽内に送り込み、泡消火薬剤の置換えと送水管への泡消火薬剤吸込作用との両作用によって流水中に泡消火薬剤を混合させて希釈容量濃度の泡水溶液とする方式のものをいう。

(圧送式)



第 5-3 図

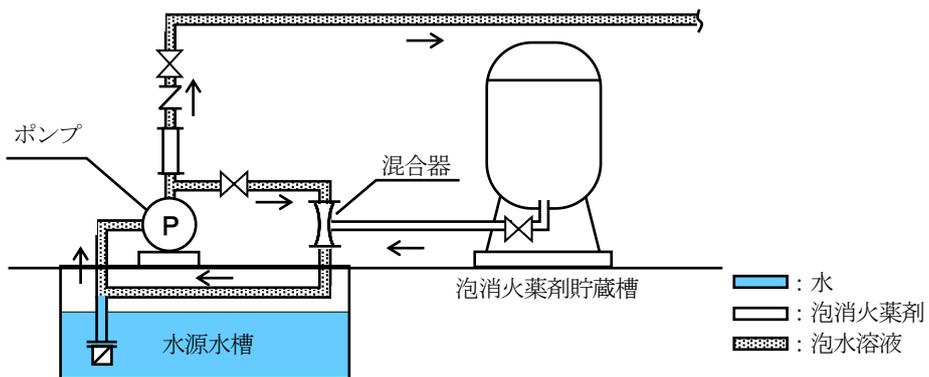
(圧入式)



第5-4図

(イ) ポンプ・プロポーション方式 (第5-5図参照)

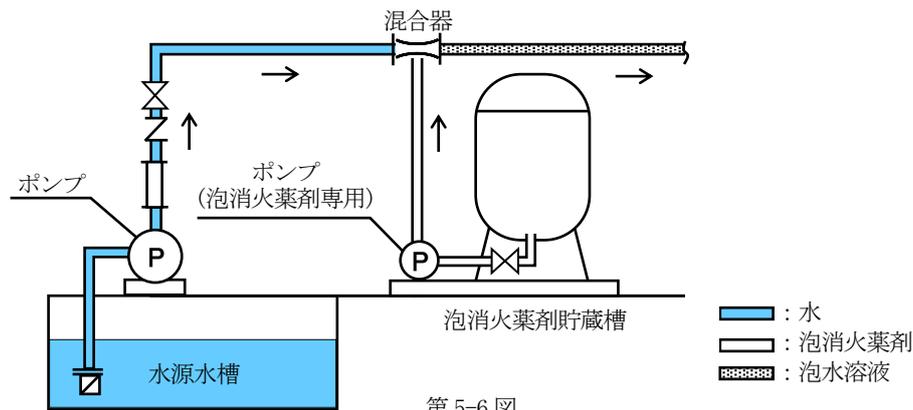
加圧送水装置のポンプの吐出側と吸水側とを連絡するバイパスを設け、そのバイパスの途中に設けられた混合器 (吸入器) にポンプ吐出水の一部を通し、濃度調整弁でその吸込量を調節し、泡消火薬剤貯蔵槽からポンプ吸水側に泡消火薬剤を吸引して希釈容量濃度の泡水溶液とする方式のものをいう。



第5-5図

(ロ) プレッシャー・サイド・プロポーション方式 (第5-6図参照)

送水管途中に混合器 (圧入器) を設け、泡消火薬剤貯蔵槽から泡消火薬剤専用ポンプで泡消火薬剤を圧送して希釈容量濃度の泡水溶液とする方式のものをいう。



第5-6図

イ 起動装置の作動から泡放出口の泡水溶液の放射までに要する時間は、概ね1分以内であること。

ウ 泡消火薬剤と水を混合させる部分に用いるベンチュリー管等の機器（以下「混合器」という。）又は泡消火薬剤と水を混合させる部分の配管結合は、放射区域を受け持つ一斉開放弁の直近に設けること。ただし、一斉開放弁までの配管内に規定される希釈容量濃度の泡水溶液を常時充水する配管とする場合にあっては、この限りでない。

(5) 泡放出口★

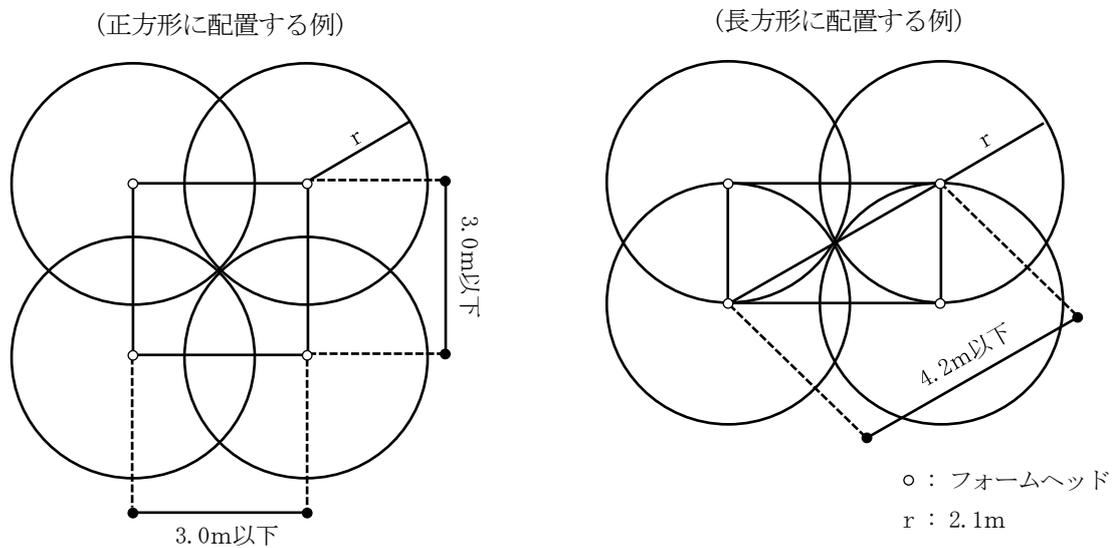
フォームヘッド（合成界面活性剤泡消火薬剤及び水成膜泡消火薬剤を用いるものに限る。）は、規則第18条第4項第14号の規定に基づく告示基準が示されるまでの間、評定品を使用するとともに、性能評定時に組み合わせを指定された泡消火薬剤を用いること（フォームヘッドのメーカーの技術資料等により確認する。）。

(6) 泡放出口の配置等★

規則第18条第1項第2号及び第3号の規定並びに評定品の仕様によるほか、駐車場等の部分に設けるフォームヘッド（合成界面活性剤泡消火薬剤及び水成膜泡消火薬剤を用いるものに限る。）は、規則第18条第4項第14号の規定に基づく告示基準が示されるまでの間、次によること。

ア 規則第18条第1項第2号ロ及びハの規定によるほか、使用するフォームヘッドの許容取付高さ（フォームヘッドごとに決められたフォームヘッドの取付け高さの上限値及び下限値の範囲をいう。）において、放射区域の各部分から一のフォームヘッドまでの水平距離が2.1m以下となるように設けるとともに、包含に余裕を持った配置とすること。（第5-7図参照）

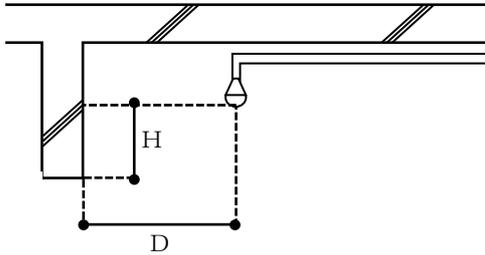
ただし、側壁型のフォームヘッドは当該機器の仕様書で定める水平距離内に設けること。



第5-7図

イ はり、たれ壁等がある場合のフォームヘッドの設置は、第5-8図及び第5-2表の例によること。

ただし、側壁型のフォームヘッド等で円状に放射しないフォームヘッドの場合や、当該ヘッドからの放射が妨げられる部分が、他のフォームヘッドにより有効に警戒される場合にあつては、この限りでない。



第5-8図

D (m)	H (m)
0.75 未満	0
0.75 以上 1.00 未満	0.10 未満
1.00 以上 1.50 未満	0.15 未満
1.50 以上	0.30 未満

第5-2表

ウ フォームヘッドは、当該機器の仕様書で定める取付高さの範囲内に設けること。

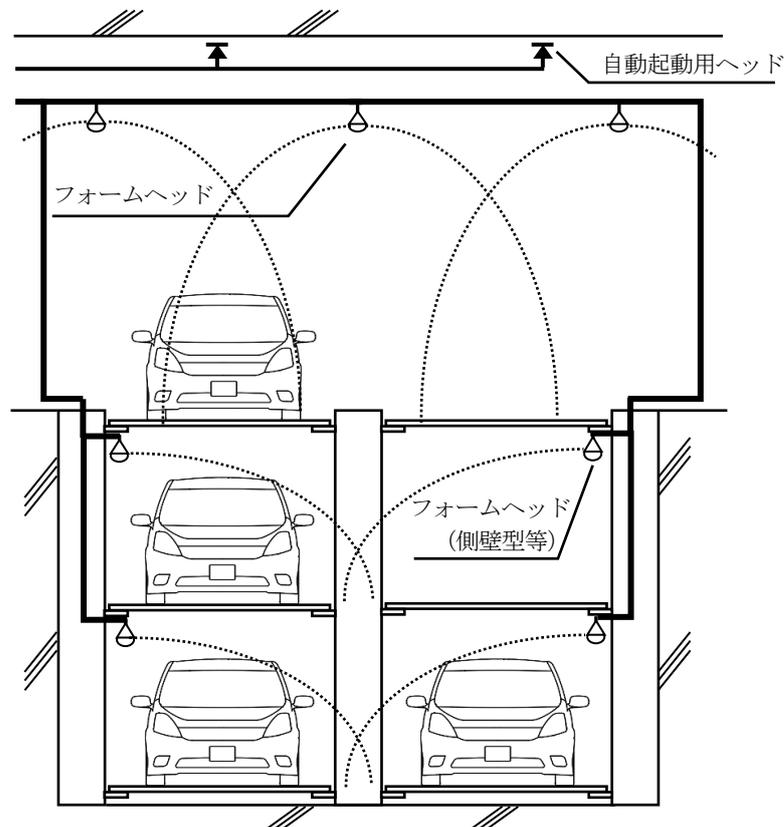
エ フォームヘッドから天井等（天井の室内に面する部分又は上階の床若しくは屋根の下面をいう。以下同じ。）の取付け面との距離は、当該機器の仕様書で定める距離以上とすること。

オ フォームヘッドの周囲には、放射分布に障害となるものがないこと。

カ 防火対象物内の駐車場の用に供する部分等で、機械式駐車設備で複数の段に駐車できるものは、最上段の天井部分のほか、下段に対しても泡が放射されるように、車両の背面又は車両と車両の間に配管を設けてフォームヘッドを設置すること。この場合、火災感知用ヘッド及び閉鎖型スプリンクラーヘッド（以下「自動起動用ヘッド」という。）は、天井等のみを設置することで差し支えない。（第5-9図参照）

なお、側壁型のフォームヘッドを設置する場合は、当該ヘッドから有効に放射できるように設置すること。

ただし、構造体によって最上段以外の段に設置できないものは、構造体の1つのユニットの周囲全体から放射できるように、周囲に設置すること。



第5-9図

(7) 起動装置

ア 自動式の起動装置

規則第 18 条第 4 項第 10 号イの規定によるほか、次によること。

(7) 自動起動用ヘッドを用いる場合

a 自動起動用ヘッドは、放射区域ごとに次により設けること。★

- (a) 標示温度は、79 度未満のものを使用し、自動起動用ヘッド 1 個の警戒面積は、20 m²以下とすること。
ただし、当該ヘッドの取り付け面から 0.4m 以上突き出したはり等がある場合は、はり等によって区画された部分ごとに設けること。
- (b) 取り付け面の高さは、感度種別が 2 種の自動起動用ヘッドにあつては床面から 5 m 以下（自動起動用ヘッド 1 個の警戒面積を 11 m²以下とする場合は 10m 以下）、また、感度種別が 1 種の自動起動用ヘッドにあつては床面から 7 m 以下（自動起動用ヘッド 1 個の警戒面積を 13 m²以下とする場合は 10m 以下）とし、火災を有効に感知できるように設けること。（第 5-3 表参照）
なお、自動起動用ヘッドを設ける位置がこれらの高さを超える場合は、次の(イ)により感知器で起動させること。

第 5-3 表

感度種別	警戒面積	取付高さ	感度種別	警戒面積	取付高さ
1 種	20 m ² 以下	7 m 以下	2 種	20 m ² 以下	5 m 以下
	13 m ² 以下	10m 以下		11 m ² 以下	10m 以下

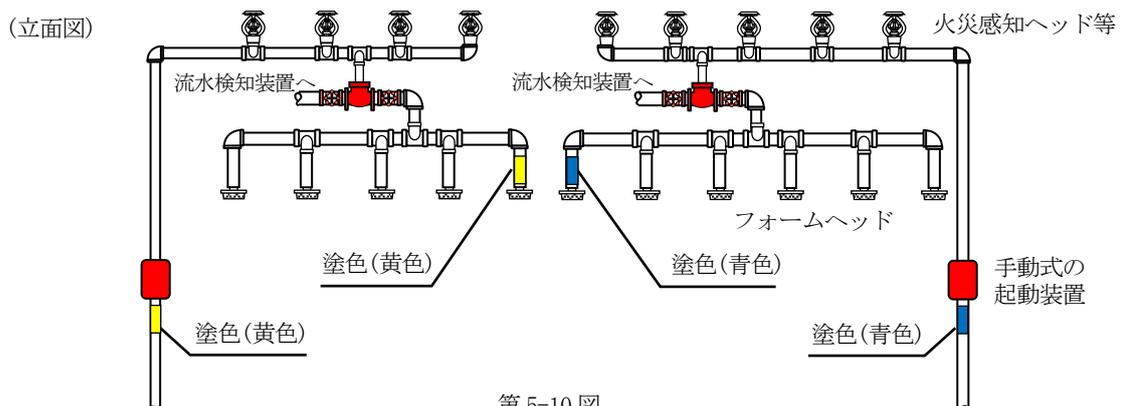
- b 起動用水圧開閉装置の作動と連動して加圧送水装置を起動するものにあつては、「スプリンクラー設備」の基準 3. (9). アの例によること。

(イ) 感知器を用いる場合

- a 感知器は、放射区域ごとに、規則第 23 条第 4 項の規定の例により設けること。
この場合、感知器の種別は、努めて熱式の特種（定温式に限る。）、1 種又は 2 種を使用すること。
- b 非火災報による誤作動対策を講じる場合は、泡消火設備専用の感知器及び自動火災報知設備の感知器による AND 回路（泡消火設備専用の感知器のみの 2 信号による AND 回路を含む。）を組むことができる。

イ 手動式の起動装置

- (7) 規則第 18 条第 4 項第 10 号ロ(イ)の規定による手動式の起動装置は、手動式の起動装置を放射区域ごとにその直近に 1 個を設けること。
- (イ) 駐車の用に供される部分等に設ける手動式の起動装置には、車両の衝突による破損を防ぐための防護措置がなされていること。★
- (ロ) 2 以上の放射区域を有する泡消火設備は、放射区域ごとに配管の一部を塗装し、当該放射区域の起動装置（配管又は操作部の部分）を同色で塗装すること。★（第 5-10 図参照）
- (ハ) 令別表第 1 (13)項ロの用途に供される部分にあつては、放射区域ごとに火災の表示装置の設置場所及び放射区域の直近で操作に便利な場所に集結してそれぞれ 1 個設けること。★



第 5-10 図

ウ フォームヘッドによる固定式泡消火設備（駐車のために供される部分等に設けるもの）には、前アの自動起動装置及び前イの手動式の起動装置を設置すること。★

(8) 自動警報装置等

規則第 18 条第 4 項第 12 号の規定によるほか、次によること。

ア 発信部に流水検知装置を用いる場合は、「スプリンクラー設備」の基準 3. (8). イ及びウの例によること。

イ 受信部の設置場所及び一の防火対象物に 2 以上の受信部を設置する場合は、規則第 18 条第 4 項第 12 号において準用する規則第 14 条第 1 項第 4 号ニ及びホの規定によるほか、「自動火災報知設備」の基準 2. (1)の例によること。

ウ 一の発信部（流水検知装置）が受け持つ区域の面積は、3,000 m²以下とすること。ただし、主要な出入口から内部を見とおすことができる場合にあっては、当該面積を 3,000 m²以上とすることができる。★

エ 一の発信部（流水検知装置）が受け持つ区域は、2 以上の階にわたらないこと。

オ 音響警報装置は、「スプリンクラー設備」の基準 3. (8). イの例によること。

(9) 制御弁★

制御弁は、次によること。

ア 泡消火設備の配管には、前(8)の自動警報装置を設置する系統ごとに規則第 14 条第 1 項第 3 号に規定する制御弁を設置すること。

イ 制御弁は、「スプリンクラー設備」の基準 3. (8). ウの例により、点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受ける恐れが少ない箇所に設けること。

(10) 一斉開放弁★

一斉開放弁は、次によること。

ア 一斉開放弁は、放射区域ごとに設けること。

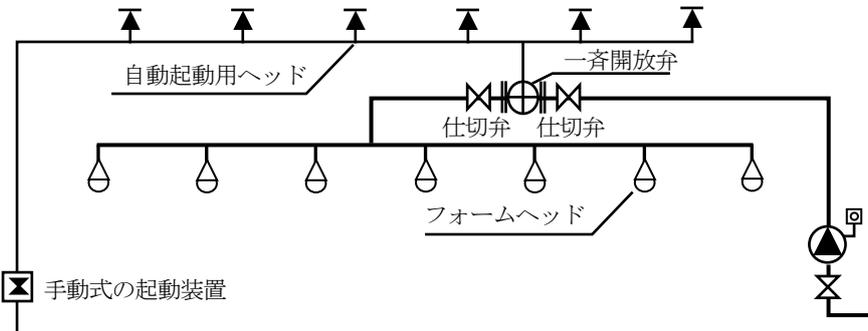
イ 一斉開放弁にかかる圧力は、当該一斉開放弁の最高使用圧力以下とすること。

ウ 一斉開放弁は、第 5-4 表の上欄に掲げる一の放射区域への放射量の値に応じて、同表下欄に掲げる呼び径のものを用いること。

第 5-4 表

放射量 (ℓ/min)	450	700	1,200	1,800	2,100
呼び径 (A)	40	50	65	80	100
放射量 (ℓ/min)	3,300	4,800	8,500	13,000	19,000
呼び径 (A)	125	150	200	250	300

エ 一斉開放弁（仕切弁一体型のものを除く。）の一次側及び二次側には、仕切弁を設けること。（第 5-11 図参照）

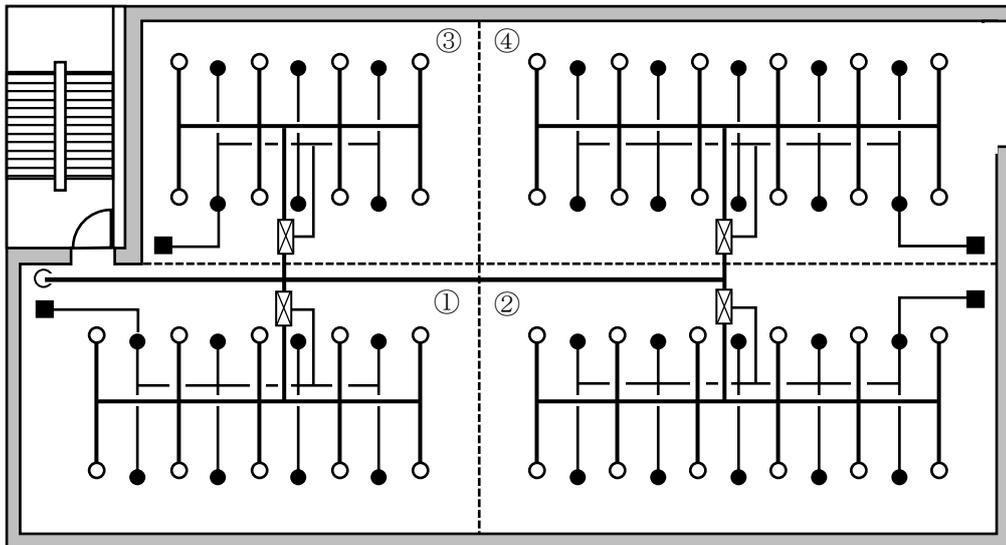


第 5-11 図

(11) 泡消火薬剤貯蔵量★

規則第 18 条第 3 項に規定する泡消火薬剤の貯蔵量（高発泡用泡放出口を用いるものを除く。）は、前(2). ア. (7) 及びイに定める泡溶液の量に泡消火薬剤の種別に応じた希釈容量濃度を乗じて得た量以上の量とすること。（第 5-12 図参照）

(例) 駐車場の用に供する部分等にフォームヘッドを設置した場合



凡例

Ⓝ	放射区域(50 m ² 以上 100 m ² 以下)
○	泡ヘッド(フォームヘッド)0.25MPa 350ℓ/min
●	自動起動用ヘッド(閉鎖型スプリンクラーヘッド)
⊠	一斉開放弁
■	手動式の起動装置

放射区域番号	放射区域面積	ヘッド個数	放射量	備考
①	75 m ²	10 個	350ℓ/min	
②	85 m ²	12 個	420ℓ/min	最大となる放射区域
③	55 m ²	8 個	280ℓ/min	
④	85 m ²	12 個	420ℓ/min	最大となる放射区域

[ポンプ吐出量]

○隣接する2放射区域の面積が最大となる部分に設けられた泡ヘッド：24 個
 $24 \text{ 個} \times 350 \text{ ℓ/min} = 8400 \text{ ℓ/min}$

[水源水量]

○配管中の泡水溶液：100ℓ
 $24 \text{ 個} \times 350 \text{ ℓ/min} \times 10 \text{ min} + 100 \text{ ℓ} = 8.5 \text{ m}^3$

[泡消火薬剤]

○泡消火薬剤混合装置：プレッシャー・プロポーション方式

○希釈容量濃度：3%

$(24 \text{ 個} \times 350 \text{ ℓ/min} \times 10 \text{ min} \times 3\%) + (100 \text{ ℓ} \times 3\%) = 255 \text{ ℓ}$

第5-12 図

(12) 泡消火薬剤貯蔵槽★

泡消火薬剤貯蔵槽は、次によること。

- ア 加圧送水装置若しくは泡消火薬剤混合装置の起動により圧力が加わるもの又は常時加圧された状態で使用するものにあつては、圧力計を設けること。
- イ 泡消火薬剤の貯蔵量が容易に確認できる液面計又は計量棒等を設けること。
- ウ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）の適用を受けるものにあつては、当該法令に規定される基準に適合するものであること。

(13) 配管等の摩擦損失計算★

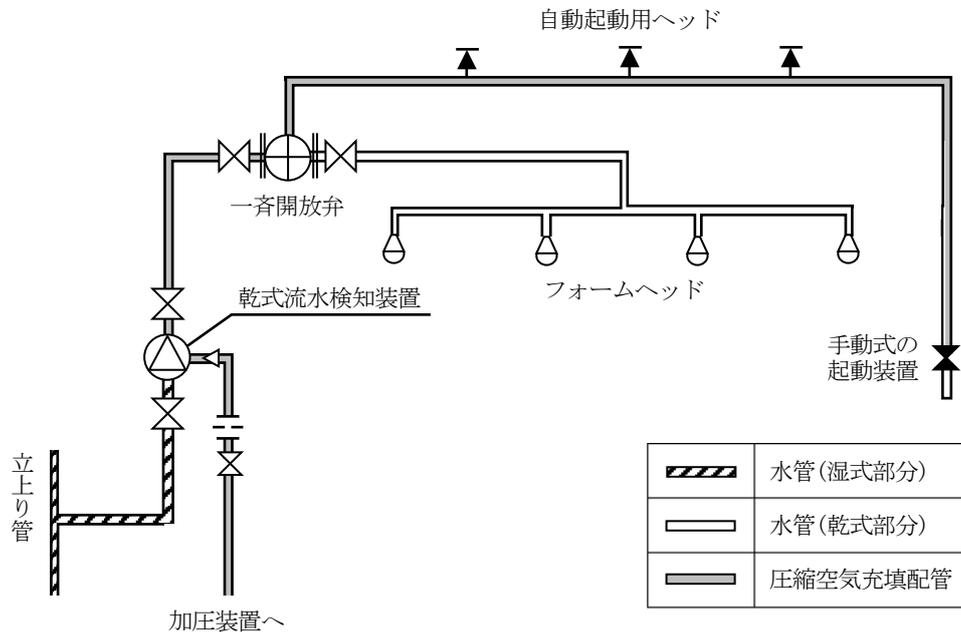
配管等の摩擦損失計算は、配管の摩擦損失計算の基準（平成 20 年消防庁告示第 32 号。以下「摩擦損失計算告示」という。）によるほか、「屋内消火栓設備」の基準 5 の例によること。

4 乾式流水検知装置を用いた方式

常時配管内を充水することにより、凍結による障害が生じるおそれがある場合にあっては、次により乾式流水検知装置を用いた泡消火設備とすることができる。（第 5-13 図参照）

- (1) 乾式流水検知装置の二次側配管は、「スプリンクラー設備」の基準 6. (7). アの例によること。
- (2) 自動起動用ヘッドの形状は、「スプリンクラー設備」の基準 6. (8). アの例によること。
- (3) 乾式流水検知装置の二次側の圧力を設定するための加圧装置の供給能力は、「スプリンクラー設備」の基準 6. (2)の例によること。
- (4) 本方式を用いる一斉開放弁は、空気圧により正常に作動するものを用いること。

（乾式流水検知装置を用いた泡消火設備系統例）



第 5-13 図

5 移動式

移動式の泡消火設備については、次によること。

(1) 移動式の泡消火設備を設置することができる部分

規則第 18 条第 4 項第 1 号に規定する「火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所」以外の場所については、第 2 章第 2 節第 4 「火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所の取扱い」によること。

(2) 加圧送水装置（ポンプを用いるもの）

ポンプを用いる加圧送水装置は、次によること。

ア 設置場所

設置場所は、令第15条第6号の規定によるほか、「屋内消火栓設備」の基準2.(1)の例によること。

イ 機器

機器は、規則第18条第4項第9号の規定によるほか、次によること。

(7) 機器は、「屋内消火栓設備」の基準2.(1).イの例によること。

(4) 規則第18条第4項第9号ハ(4)に規定するポンプの吐出量は、次の量以上とすること。

a 駐車場等の部分に設けるもの

ノズルの設置個数が最も多い階又は屋上における当該設置個数（設置個数が2を超えるときは、2とする。）に130L/minを乗じて得た量以上の量

b その他の防火対象物又はその部分に設けるもの

ノズルの設置個数が最も多い階又は屋上における当該設置個数（設置個数が2を超えるときは、2とする。）に260L/minを乗じて得た量以上の量

(4) 規則第18条第4項第9号ハ(4)に規定する「泡消火設備のノズルの先端の放射圧力換算水頭」は、35m以上とすること。

ウ 設置方法

設置方法は、規則第18条第4項第9号の規定によるほか、ポンプを他の消火設備と併用等する場合にあっては、「屋内消火栓設備」の基準2.(1).ウ.(7)の例によること。

エ ノズルの先端の放射圧力がノズルの性能範囲の上限値を超えないための措置

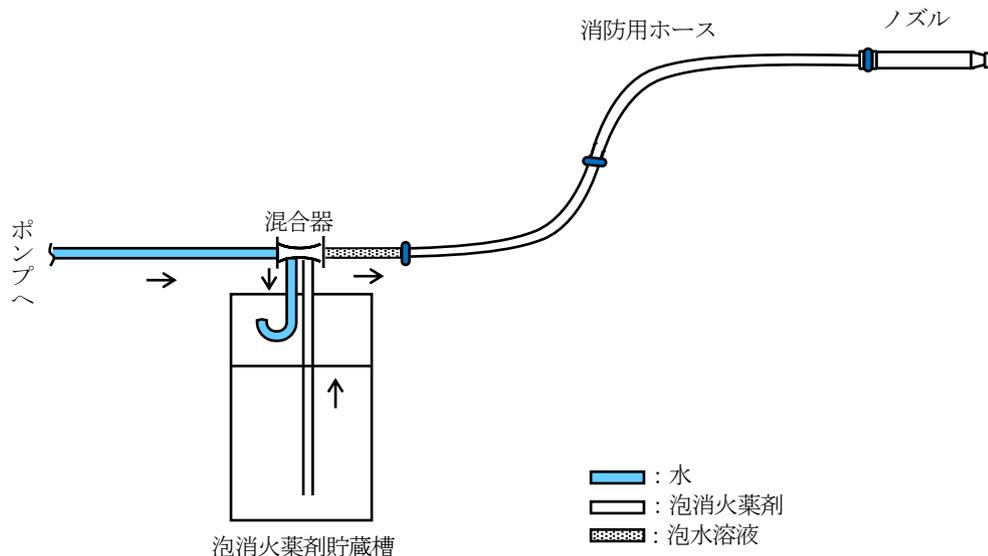
規則第18条第4項第9号ニに規定する「ノズルの先端の放射圧力が当該ノズルの性能範囲の上限値を超えないための措置」は、「屋内消火栓設備」の基準2.(4)(ウを除く。)の例によること。

(3) 泡消火薬剤混合装置★

泡消火薬剤混合装置は、規則第18条第4項第14号の規定に基づく告示基準が示されるまでの間、次によること。

ア 混合方式は、次によること。

(7) プレッシャー・プロポーショナー方式（第5-4図及び第5-14図参照）

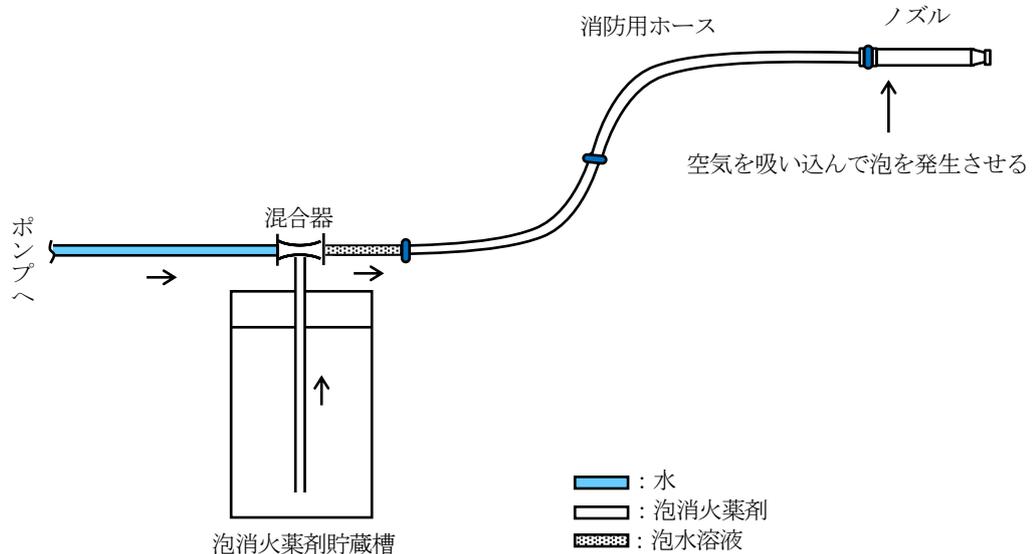


第5-14図

(4) プレッシャー・サイド・プロポーショナー方式（第5-5図参照）

(7) ライン・プロポーショナー方式（ピックアップ方式を除く。）

送水管系統の途中に混合器（吸入器）を接続し、泡消火薬剤を流水中に吸い込ませ、指定濃度の泡水溶液として送水管によりノズル等に送り、空気を吸い込んで泡を発生させるもの（第5-15図参照）



第5-15図

イ プレッシャー・プロポーショナー方式の混合器及び泡消火薬剤貯蔵槽は、泡放射用器具の格納箱内に収納しておくこと。

ウ プレッシャー・サイド・プロポーショナー方式の混合器（2管式のものに限る。）は、泡放射用器具の格納箱に収納するか又はその直近（概ね5m以内）に設置すること。

エ 泡消火薬剤の貯蔵量及び泡消火薬剤貯蔵槽は、前3、(1)及び(12)によること。

(4) 起動装置

規則第18条第4項第10号口の規定によるほか、規則第12条第1項第7号への例により設けること。

なお、配管内における圧力の低下を検知してポンプを起動させるものは、「屋内消火栓設備」の基準7.の例によること。この場合の起動用水圧開閉装置の設定圧力は、「 $H_1 + 0.4 \text{ MPa}$ 」とすること。

(5) 自動警報装置

自動警報装置は、規則第18条第4項第12号の規定によるほか、次によること。

ア 受信部の設置場所及び一の防火対象物に2以上の受信部を設置する場合は、規則第18条第4項第12号において準用する規則第14条第1項第4号ニ及びホの規定によるほか、「自動火災報知設備」の基準2.(1)の例によること。

イ 音響警報装置は、「スプリンクラー設備」の基準3.(8).イの例によること。

(6) 泡放射用具格納箱等

泡放射用器具を格納する箱（以下「泡放射用具格納箱」という。）、開閉弁、ホース接続口、消火栓弁、消防用ホース、ノズル及び操作部は、規則第18条第4項第3号、第3号の2、第4号及び第10号口の規定によるほか、次によること。（第5-16図参照）

ア 泡放射用具格納箱★

(7) 泡放射用具格納箱の扉は、鍵等を用いることなく容易に開閉できるものであること。

(8) 泡放射用具格納箱の材質は、鋼板製又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとする。

なお、この場合、外面の仕上げに難燃材料のものを張ることができる。

(g) 灯火及び表示

規則第 18 条第 4 項第 4 号ロに規定する赤色の灯火は、「屋内消火栓設備」の基準 6. (1). イの例によること。

なお、赤色の灯火は、加圧送水装置の始動を点滅により表示できるものであること。

イ 開閉弁★

(7) 泡放射用具格納箱又はホース接続口の直近に開閉弁を設けること。

(4) 開閉弁は、規則第 18 条第 4 項第 8 号が準用する規則第 12 条第 1 項第 6 号ト(ロ)に規定するもの、又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして、金属製管継手及びバルブ類の基準（平成 20 年消防庁告示第 31 号）に適合するもの若しくは認定品のものとする。

ウ ホース接続口★

消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消火用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成 25 年総務省令第 23 号。以下「結合金具の規格省令」という。）に規定する呼称 40 又は 50 に適合する差込式差し口とすること。

エ 消火栓弁★

開閉弁及びホース接続口に消火栓弁（移動式の泡消火設備のホース接続口、開閉弁及びこれらを接続する管路をいう。以下同じ。）を用いる場合は、次によること。

(7) 消火栓弁は、結合金具の規格省令に規定する呼称 40 又は 50 に適合する差込式差し口とすること。

(4) 消火栓弁は、屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準（平成 25 年消防庁告示第 2 号。以下「屋内消火栓等告示」という。）に適合するもの又は認定品のものとする。

オ 消防用ホース★

(7) 消防用ホースは、泡放射用具格納箱に収納しておくこと。

(4) 消防用ホースは、消防用ホースの技術上の規格を定める省令（平成 25 年総務省令第 22 号）に規定する呼称 40 又は 50 のもので、平ホースとすること。

(ロ) 消防用ホースの長さは、ホース接続口から防護対象物の各部分に消防用ホースを延長した場合に有効に放射できる長さとする。

なお、この場合のホースの全長は 20m 以下とすること。

(4) 消防用ホースは、屋内消火栓等告示に適合するもの又は認定品とすること。

カ ノズル★

(7) ノズルは、泡放射用具格納箱に収納しておくこと。

(4) 消防用ホースに結合する部分は、結合金具の規格省令に規定する呼称 40 又は 50 に適合する差込式受け口とすること。

キ 操作部

(7) 泡放射用具格納箱内に起動装置の操作部を設ける場合は、当該操作部及び始動表示灯が容易に視認でき、かつ、操作し易い位置とすること。

(4) 操作部は、自動火災報知設備の P 型発信機と兼用することができること。

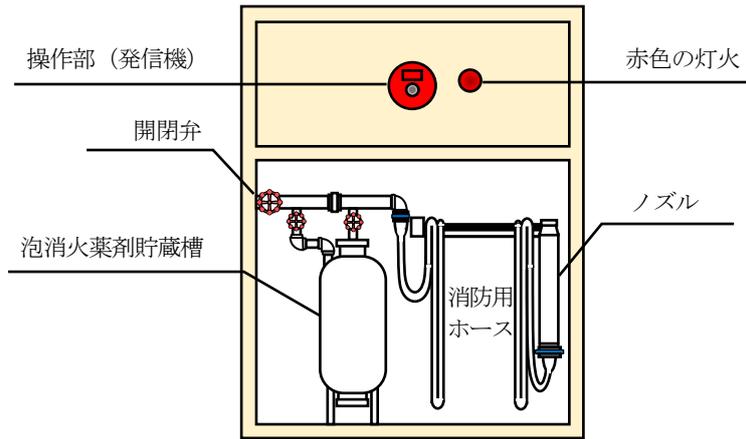
ク 表示

(7) 泡放射用具格納箱に表示する「移動式泡消火設備」の文字の大きさは、1 文字につき 20 cm²以上とすること。

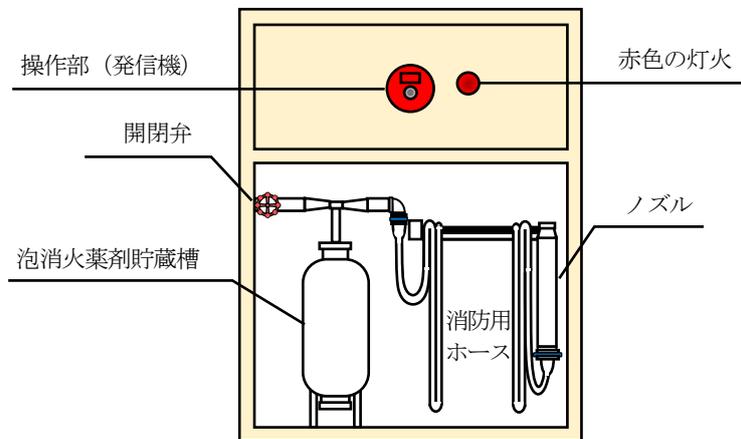
(4) 起動装置を自動火災報知設備の P 型発信機と兼用する場合は、発信機に泡消火設備の加圧送水装置と連動している旨の表示をすること。★

(泡放射用具格納箱に泡消火薬剤混合装置が内蔵されている場合)

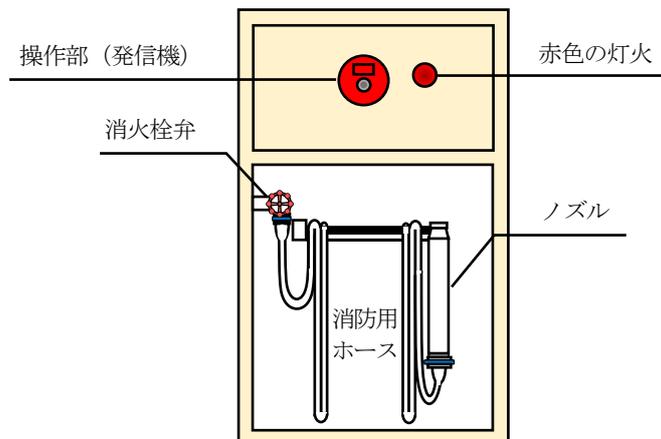
プレッシャー・プロポーション方式



ライン・プロポーション方式



(泡放射用具格納箱に泡消火薬剤混合装置が内蔵されていない場合)



第 5-16 図

ケ 設置方法

- (7) 泡放射用具格納箱は、ホース接続口から3m以内の距離に設置すること。
- (i) 火災の際、容易に操作ができる位置に設けること。
- (ii) 泡放射用具格納箱の扉の開閉及び放射等の操作に支障のない広さが確保されていること。
- (d) 令第15条第3号に規定する「ホース接続口からの水平距離が15mの範囲内の当該防火対象物の各部分に有効に放射することができる」とは、間仕切壁等により放水できない部分が生じないよう、消防用ホースを延長する経路、消防用ホースの長さ及び放射距離を考慮し、有効に消火できるよう設けることをいうものであること。

この場合の放射距離は、規則第18条第2項第4号に規定する泡水溶液が放射される際の距離（機器仕様書に明示された数値）によること。★

(7) 配管等の摩擦損失計算★

配管等の摩擦損失計算は、摩擦損失計算告示によるほか、「屋内消火栓設備」の基準5の例によること。

6 表示及び警報

表示及び警報は、「屋内消火栓設備」の基準8の例によること。

7 総合操作盤

総合操作盤は、規則第18条第4項第15号の規定によること。